

送付

「社会保険料控除用納付額確認書」送付のお知らせ

令和4年中に支払った**国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料**が社会保険料控除として所得から控除できます

次の納付額確認書などが送付されますので、申告時に利用してください。

■国民健康保険税納付済額のお知らせ・後期高齢者医療保険料納付額確認書・介護保険料納付額確認書

- 市から「1月下旬」に発送します。
- 書類がなくても支払い額を領収証書で確認し、申告することができます。

■国民年金保険料控除証明書

- 日本年金機構から「2月上旬」に送付されます（令和4年10月1日～12月31日の間に納付した人）。
※令和4年1月1日～9月30日の間に納付した人を除きます。
- 年金保険料で社会保険料控除を受けるときは、申告時に証明書または領収証書の添付が義務付けられています。

問い合わせ先

- 国民健康保険税について 納税課 ☎(93) 0434 国保年金課 ☎(93) 4083
- 後期高齢者医療保険料について 国保年金課 ☎(93) 4085
- 介護保険料について 高齢者福祉課 ☎(93) 4980
- 国民年金保険料について ねんきん加入者ダイヤル ☎0570 (003) 004

送付

「公的年金の源泉徴収票」送付のお知らせ

厚生年金や国民年金など、老齢（退職）を支給事由とする老齢年金を受けている人に、源泉徴収票が「1月下旬ごろ」送付されます

源泉徴収票は確定申告する場合などに必要となりますので、大切に保管してください。

なお、「障害年金」や「遺族年金」は非課税ですので、受給者に対する源泉徴収票の送付はありません。

確定申告が必要な人

- 公的年金収入が400万円を超える
- 公的年金収入が400万円以下で、公的年金以外の所得合計が20万円を超える
- 公的年金の源泉徴収票の内容に変更・追加がある（扶養控除や本人控除、社会保険料控除など）
- ※所得税の確定申告が必要ない人でも、市民税・県民税で各種控除を受ける人は、市民税・県民税の申告が必要です。

問い合わせ先

- 幕張年金事務所 ☎043 (212) 8621
- ねんきんダイヤル ☎0570 (05) 1165

送付

「令和4年度の医療費通知」送付のお知らせ

医療費控除を受ける場合、**医療費通知を添付**することで、**医療費控除の明細書を簡略化**でき、**医療費通知に記載のある医療費の領収書の提出・保存が不要**となります

問 国保年金課 ☎(93) 4083

■令和4年度の医療費通知発送月（診療年月）

- ①令和4年8月下旬発送済み（令和4年1月～5月）
- ②1月中旬発送（令和4年6月～10月）
- ③2月中旬発送（令和4年11月）
- ④3月中旬発送（令和4年12月）

※市からは、富里市国民健康保険証で受診した人に送付します。

その他の医療保険者の通知は、各医療保険者に問い合わせてください。

！ 注意事項

- 医療費通知に記載のない医療費を申告する場合、その領収書に基づき医療費控除の明細書への記載が必要です。また、その場合は、確定申告をしてから5年間、領収書の保存が必要です。
- 医療費助成、出産育児一時金、高額療養費などで自己負担額が異なるときは、その金額を差し引いて申告してください。